

Title	市民に親しみのある司法の創造のためのひとつの実践について: 市民の裁判所へのアクセス容易化のための実践活動についての比較研究(一)
Sub Title	Über einen Versuch in dem Oberlandesgericht Braunschweig / Bundesrepublik Deutschland
Author	三上, 威彦(Mikami, Takehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.8 (1989. 8) ,p.66- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890828-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

市民に親しみのある司法の創造のための

ひとつの実践について

——市民の裁判所へのアクセスの容易化のための実践活動についての比較研究（一）——

三上 威彦

まえがき——「裁判所へのアクセスについての比較研究会」について

榎善夫

まえがき——「裁判所へのアクセスについての比較研究会」について

I 序

II ヲラウンシュヴァイク高等裁判所の

『市民に親切的司法』メモの内容

III 『市民に親切的司法』メモの位置づけ

IV おわりに

付録

「市民に親切的司法」メモ
ルドルフ・ヴァッサーマン

I はじめに

II 裁判所の人的・物的施設に関する注意点

III 書面のやり取りと書式形態

裁判所と国民の距離を縮めることは、憲法三二条の裁判を受ける権利の保障という観点からみて必要なことである。裁判所に対する国民のアクセスの保障の問題は、従来訴訟法学者の立場から訴訟救助や法律扶助という観点から問題とされた。それも重要な問題であるし、その研究はこれまで大きな研究成果が挙げられたといつてよい。

しかしながら、裁判所と国民との間に距離を置かせる要素はそればかりではない。法律家と一般国民との法意識の乖離、同

じ法律家であっても裁判官と当事者の代理人である弁護士との間の法意識の乖離、コミュニケーション手段としての法律用語の難解性、判決文を含む法律家の文章の難易度、裁判制度の利用者に対する裁判所の配慮（建築様式、法廷のレイアウト等）のほか、職員の態度等もここで問題になるであろう）等の問題が存在することは否定できないであろう。

これら諸問題の研究は、わが国ではそれほど多くない。そこで我々は、司法制度論の一環として、諸外国との比較において法と言語、司法におけるコミュニケーションの問題を中心に、裁判所へのアクセスを容易にする要素は何かという問題を研究したいと考えて、新たに研究会を組織することにした。三上氏の本稿並びにヴァッサーマン判事の論稿の翻訳もこの研究の一環として執筆され、本研究会において報告されたものである。今回本稿の執筆に当たられた横浜市立大学助教授三上威彦氏ならびに翻訳を快諾されたヴァッサーマン判事に記して感謝の意を表するものである。我々の研究会は今後その研究成果を順次発表する予定であるが、本研究会の研究については、財団法人民事紛争処理研究基金から一九八九年度研究助成金をいただいた。これについても感謝の意を表したい。

平成元年四月三〇日

裁判所へのアクセスについての比較研究会

代表者 梶 善夫

I 序

現代の複雑な社会生活においては、市民は好むと好まざるとにかかわらず法との接触を余儀なくされている。そして私人間に紛争が生じ、しかもその解決が困難な場合には、特に法を強く意識し、それによる解決を望むことになる。そのような場合に対処するために、国家は裁判所を中心とする司法制度を設け、それに最終的な解決を委ねている。しかし、市民にとっては裁判所は依然として敷居の高い無縁な存在であり、そのような紛争の解決は、多くは行政機関の法律相談窓口とか消費者センターや保険会社のトラブル処理機構などの、裁判所以外の機構に頼られている状況にある。このような状況は、単に日本国民の法意識だけに帰せしめられるのではなく、法そのものの分かりにくさ、司法機関の権威性、裁判手続の複雑さと裁判の長期化、高額な訴訟費用、裁判官や弁護士といった法律家と国民の意識とのずれ、など多くの原因が絡まって生じていることは疑いのないところであろう。⁽¹⁾

しかし、そのような状況は、社会的法治国家の観点からみても決して好ましいものではない。よって、かような状況を少しでも改善するためにまず我々がなすべきことは、司法制度を国民にとって親しみのあるものにするることによって、それを社会に必要な制度として国民の間に定着させることでなければならぬ

い。そのためには、国民の司法離れの原因を探り、その改善策を検討することが必要となってくる。もちろん市民の間に存在する司法離れの原因の中には、司法制度に構造的に内在するもののほか、市民の誤解に基づくものもあるように思われる。そこで、真に国民にとって使いやすい司法制度とは何かということを考える場合、訴訟の手続・制度論を中心とした改革議論²⁾をするほか、市民の間に司法に対する誤解があればそれを解く必要があらうし、また現在ある制度の枠内でも、司法を市民に接近したものにするために司法当局が自身を改善する余地もあるであらう。そしてこれらの要請は、それぞれの国において司法制度を運営していく上で、かなり普遍的な問題として位置づけることができるであらう。

そこで本稿では、特に最後の点について、西ドイツのブラウンシュヴァイク高等裁判所におけるひとつの実践活動を紹介しつつ、市民にとって親しみの持てる司法を実現するためには司法当局として何ができるかという点について一つの資料を提供しようとするものである。よって以下においては、ブラウンシュヴァイク高等裁判所長官ルドルフ・ヴァッサーマンの名前で出された『市民に親切的司法』メモ³⁾の具体的内容を若干のコメントを附しながら紹介することにする。

II ブラウンシュヴァイク高等裁判所の 『市民に親切的司法』メモの内容

1 概 観

ブラウンシュヴァイクは、社会民主党が政権を取っている西ドイツ北部のニーダーザクセン州に位置するドイツでは中規模の都市である。ここは、社会民主党の知的ブレインの一人である、ブラウンシュヴァイク高等裁判所長官ルドルフ・ヴァッサーマンの指導の下、司法の民主化のために数々の革新的な改革・実践が行われていることで知られている。そして一九八〇年に、ヴァッサーマンが、ブラウンシュヴァイク高等裁判所ならびにその監督地方裁判所や区裁判所の職員に向けて示した『市民に親切的司法』メモ³⁾という文書も、そのような実践活動の一環として位置づけられるものである。ここには、裁判所ひいては司法というものが市民に親しまれるものにするために裁判所側でなすべき努力目標が掲げられている。

このような文書を出した理由としてヴァッサーマンは、その序文において、おおよそ以下のように述べている。すなわち、『市民に親切的司法』というスローガンは、市民と行政との間の人的なコンタクトを容易にし、かつ手続の進行を、信頼と客観性という雰囲気において、できるだけ促進するという「市民に親密的な州行政の実現」のための州政府の努力と対応するもので

ある。と。ただ、彼によれば、このメモに書かれた事柄は、完全な実行が要求されているわけではなく、重要な基本原則と個別的な勧めに過ぎず、各裁判所はそれぞれの特殊性に応じた考慮もなしうるとしている。

2 内 容

そしてこの文書において、ヴァッサーマンは、具体的には、

①裁判所の人的物的施設の運営に関するものと、②書面のやり取りや書式に関するものに大きく分けて、各々について注意点を細かく述べている。

(1) 裁判所の人的物的施設の運営について

(i) 第一に、市民が裁判所にやって来る際、および裁判所に到着した後の情報提供について述べる(II 1。この番号は付録「市民に親切的な司法」メモ」のものである。以下同じ)。すなわち、まず最初に市民と対応する守衛に対し、打ち解けた態度で接することと、最初の情報提供を与えるために十分な技能や知識の修得を要求している(II 1・1)。

思うにこの指摘は重要である。特に市民が裁判所を意識するのは、威厳のある建物と最初の接受者である守衛によってである。この入口での第一印象によって、裁判所に対する観念が形成されるといっても過言ではないのである。ブラウンシュヴァイク高等裁判所ではこの種の訓示は定期的に行われている由であり、そのためか、筆者の訪問の際の守衛の印象も大変良かった。

た。ただ、控訴裁判所たる高裁では、主として出入りするのは控訴代理人たる弁護士であり、直接市民が来庁する機会は少ないと思われ、むしろ事実審裁判所たる地方裁判所ないし区裁判所での実践の方がより大きな意味を持つであろう。法ないし司法に関して市民とのコミュニケーションを図るためには、まず司法当局者自身が、その入口から改良していく必要性があることを明瞭に認識しなければならないであろう。

次いで、メモは、玄関ホールの案内板には、訴状提出窓口、相談所、会計、執行官との連絡方法、公衆便所、車椅子、自動販売機や公衆電話の所在など市民が分かりやすいように掲示すべき旨を述べる(II 1・2)。そのほか、執務時間や、裁判所への交通手段、駐車場や控え室の場所など事細かな案内をすべき旨について書かれている(II 1・3-5)。

この点は、筆者の印象によれば、ブラウンシュヴァイク高等裁判所に限らず、西独の裁判所ではかなりきめ細かい丁寧な対応がなされているように思われた。この点もわが国の裁判所にとつては参考になる点ではあるまいか。

(ii) 次にメモは、市民が裁判所関係者と連絡を取り易くするための方策として、事務取扱者がみだりに席をはずすべきではないのは勿論であるが、やむを得ず席をはずすときには代わって事務を担当する者の所在を明らかにし、かつ、裁判所との間にとり交わされる書面にも、取扱者の電話番号を表示するほか、長期不在や事務分掌の変更の際には関係者にその旨が伝達され

ることを要求している（Ⅱ2・1）②。

(4) またメモは、事務進行における処置として、まず法廷内では、コートなどの置場を設け、弁護士席や当事者席を書類を広げるために十分なスペースをもった大きさにし、証人席にも机と椅子を用意するとか、部屋の換気についても細かく指示している（Ⅱ3・1）。

法廷内施設については、特に証人席に対する提案は参考になる。特に証人として法廷の場に呼ばただけでも緊張している非法律家に対し、立ったままでの証言を求めることは証言することに對しいらざる不安感を生じさせるであらうし、ひいては、完全な事実の陳述が期待できなくなるおそれも生じてこよう。また、ただでさえ、ある意味では不本意に法廷に引き出された証人に対する現在のような取扱が将来とも変わらないならば、証人として出廷することを避ける風潮が生じる可能性もある。

さらにメモは、身体障害者や高齢者に援助の手をさしのべることは勿論（Ⅱ3・2）、書類作成の際の注意として、特に市民の立場に立って、略語などを使わない明瞭で理解し易いものにすることを要求している（Ⅱ3・3）。最後の点については、後に改めて詳しく触れられている（Ⅲ）。

(5) 第四にメモは、裁判所職員が、訴訟のために来庁した市民に対して取るべき態度について述べる。まず話す態度としては、市民が希望を適切に申し立てられるように援助し、法律問題を説明する。さらには、問題に対しては明瞭かつ適切に態度

決定をし、誤った場合には素直に詫びることを提案している（Ⅱ4・1）。また電話でのやり取りについても長電話をしないなど経済性への配慮を要求している（Ⅱ4・2）。そして、最後に手続の促進につき考慮すべき点を述べる。ここでは結局、受理した書類は迅速に処理し、作業が長期にわたる場合には、処理に見込まれる時間を当事者に伝えることが要求されている（Ⅱ4・3）。

書類の処理を迅速になすべきことは当然であるが、処理に時間を要する場合、それを当事者に伝えることは、当事者に準備の計画を立てることを容易にするであらう。またこのような措置によって、書類の処理が遅れることに對して当事者に生じるいらざる不安を防ぐことができるのである。

(2) 書面のやり取り・書式について

(1) まずメモは、書面のやり取りや作成にあたっての基本原則を簡条書にしてまとめている（Ⅲ1）。すなわち、

A 書面のやり取りや作成においては、

① 丁寧かつ親切な形式で、核心が明瞭かつ厳密に書かれていること、

② 判断を導いた思考過程が簡潔・明瞭かつ完全に分かりやすく示されていること、

③ 法規の意味や内容が、法律を知らない者にも理解できる言葉で記されるべきこと、

④ 略語は、日常的に使用されており意味が明瞭なもの以

B 外は使わないこと、の四つである。また、書式については、

- ① いかなる文書かという見通しがつき、理解できかつ正しく書かれていること、
- ② 市民に関しては必要な最小限の事項だけが記されるべきこと、

③ 申立書式には、一般的説明と記入上の注意が記載されていること、

④ 当該書式から、必要書類の形式内容が分かるものであること、の四つである。

(四) ついでメモは、個別的な注意を掲げる。すなわち、判決、記録などの書類は、明瞭かつ厳密、法的に正確でしかも非法律家にとっても理解できるものでありかつ説得力を有するように作成されなければならないとする。そのために、文書を作成する上での注意すべき点として、透明性、整理、内容、用語といった内容を掲げる(Ⅲ②)。そして、具体的に、その要求が満たされているか判断するための詳細なチェックリストを示している。すなわち、

A 透明性については、

- ① 文書の標題は短く、その内容を十分に示しているか。
- ② 必要とあらば、主要な節と従的な節とが文書中に設けられているか。
- ③ 節の段落は印刷上明瞭であるか。

④ 文書内容につき見通しがきくように段落が設けられているか。

⑤ 見通しがきくように、小見出しをつけたり、番号をうって列挙がなされているか。

⑥ 文書内容の目次が必要であるか。

⑦ 脚注の使用が合理的であるか。

⑧ 参考文献の指摘が必要であるか。

B 整理については、

① 文書の内容および対象が事項毎に整理されているか。

② それらが時間的経過にしたがって整理されているか。

③ それらが重要性によって整理されているか。

④ それらが、文書の名宛人の序列観念に応じるように、かつ作業経過にしたがって整理されているか。

⑤ 一般的な事項が特別な事項の前に説明されているか。

⑥ 文章に起承転結があるか。

C 内容については、

① 内容は容易に理解できるか。

② 事実関係の叙述は必要かつ十分か。

③ 不必要な抽象化は避けられているか。

④ 対象が十分に具体化されているか。

⑤ 読み手の知らない事項については、その者が知っている事柄によって説明がされているか。

⑥ 必要な場合には概念が定義されているか。

⑦ 文書について、その理由、目的、目標が掲げられているか。

⑧ 参照箇所³の指摘ができるかぎり避けられているか。
 D 用語については、

① 書類に名宛人や結びの形式が備わっているか。

② 簡単かつ短い表現方法が優先されているか。

③ 不必要な受身表現が避けられているか。

④ 名詞の積み重ねが避けられているか。

⑤ 読み手に意味の分かる専門用語が使われているか。

⑥ 一般的に知られていない専門表現については説明がなされているか。

⑦ 当該表現を専門表現にする必要性があるか。

⑧ 略語の使用はできるだけ避けられているか。また、一般的でないものには説明が加えられているか。

⑨ あまりに長いセンテンスの使用は避けられているか。

⑩ 句読点による、文節どうしの分離機能や結合機能、強調機能は十分に利用されているか。

これらの指摘のうち、たとえば、脚注とか参考文献の指摘のようにドイツの判決の書き方に特有の問題もあるが、それ以外は、判決にかぎらず文章を書く際にはいわば常識の範囲に属する当然の注意事項である。しかし、実際にこれらの注意が守られているかという点になるとかなり疑問がある。たとえば、判決が悪文の例としてしばしばあげられるが、一般的に言っても

一つのセンテンスが極度に長い。ただ、これが一定の判決文の書き方の慣行に由来することは認めつつも、その問題性は、単にセンテンスの長さだけでなく、このメモにみられる注意事項、すなわち特に整理の点と、内容、用語の記述の点にあるように思われる。判決を中心にして言えば、章や節などは、番号を付し段落を分けて書かれており、形式上はかなり読み易くなっているといえよう。また判決理由も、総論的な内容記述に続いて個別問題についての判断が示されており、理解がしやすくかつしている点も評価できよう。しかし、事実の摘示においてしばしば見られるように、事実が未整理のまま羅列されているいわゆる一文主義がいまだにまかり通っている。さらに、内容に対する説明抜きで専門用語が使われることもしばしば見られるところである。また、たとえば、「則ち」「蓋し」「所謂」「首肯」「所論」「畢竟」「爾後」「準示」などといった、日常の文章ではおよそ使われないような言葉もしばしば用いられていることも問題であろう。さらに、裁判書以外の文書は、公開されることのないために第三者に検討に付される機会もなく、作成者の常識に任されているのが現状である。その意味で、このようなメモは、特に、裁判所が一般の市民に向けて作成する通常の文書の作成に際してとくに参考に値するものといえよう。

(c) 最後にメモは、「言葉の手当 (Sprachpflege)」と題して、すべての裁判所職員は、どのような表現方法が、民主的かつ社会的法治国家の裁判所のスタイルに合致するかということを目

分自身でよく考えなければならず、時代遅れの言い回しなどを使うことなく、理解し易い用語を使うべきことを要請している。このことは、単にドイツだけの問題ではなく、司法に携わるものはすべて心に銘記しておかねばならないことであろう。

III 『市民に親切的な司法』メモの位置づけ

1 法と市民とのコミュニケーションを図るためには、何よりもまず、司法と市民の相互理解が実現されなければならない。そしてそれを媒介するものは司法と市民との接触である。ここで、司法が市民に理解される契機となるものとして、我々は、建物等の物的施設の面、いわばハードの面と、言語活動を通してお互いを理解するといういわばソフトの面の両方を視野に置いておく必要がある。

ハード面について言えば、裁判所の威圧的な建物が、市民との接触の障害となることは想像に難くないし、法廷の構造や設備に関しても権威的な調度も好ましくないであろう。その意味からいえば、裁判官席のいわゆる雑壇や裁判官の法服なども、裁判の尊厳性や市民の意識との関係などで、その存在根拠や必要性といったことも改めて考えてみる必要があるのではないか。またソフト面について言えば、裁判所側からの接近の問題と市民の教育の問題がクローズアップされて来ると思われる。たとえば、市民教育の問題としては、市民向けの司法制度に関す

るパンフレットの作成とか、テレビ、ラジオを使った啓蒙番組によって一般的、抽象的知識を与えることが考えられる。しかし、これらは司法への理解のための大きな助けとなるが、同時に限界もあることを知らなければならぬ。すなわち、司法機関が完全にそれをやるとすると、費用がかさみすぎる。また、そこで市民が得る知識は、一般抽象的なものであり、具体的に各自が紛争当事者として裁判所に向く場合に必要な知識とはずれが生じることもある。また、マスメディアに描かれた理想的な法律家と現実の法曹との間にギャップが生じるおそれもある。

2 これに対して、市民とのコミュニケーションを図るについては裁判所側からの接近は有効な手段となろう。すなわち、市民が裁判所に来たときにはじめて、具体的な形で市民と司法のコミュニケーションが始まるのである。そのコミュニケーションが実りあるものとして行われるか否かは、裁判所職員の市民に対する態度と、裁判官や裁判所職員が言葉によってなす表現に対する市民の理解度に決定的に依存しているといえよう。ここで紹介しているメモは、まさにこの点を契機として出されたものである。

その意味からいって、このメモにも触れられているように、裁判所職員に対して、市民と接触する上での態度について教育することは大変重要な意味をもって来る。

それと並んで配慮しなければならないのは、言語の問題であ

⑥ 裁判所は、言葉を用いて聞く・読む・話すという手段によつてコミュニケーションを図るのであるが、そこでは、弁護士を中心とする法律専門家との間のコミュニケーションばかりでなく、いわば法律の素人たる当事者との間でもコミュニケーションを図らなければならない。しかも、市民との相互理解を実現するためには特に後者の問題が重要になってくる。その点で、このメモは、言語についての裁判所側の対応を具体的に指導するものであり資料として貴重なものといわなければならない。

ただ、聞く・話すという点については、弁護士強制制度を採用する西ドイツにおいては、わが国ほど切実な問題とはならないであろう。その意味で、このメモでも対弁護士との関係での注意は書かれていないし、聞く・話すという点についての注意は、あまり詳しくはなされていない。しかし、区裁判所では、当事者訴訟も相当あるし、地裁や高裁段階でも審理を円滑にするために当事者が弁護士と共に出頭することも多い。その意味では、この点の重要性は、区裁判所におけるものと基本的には異なることはないといえよう。

文書については、裁判所が作成するのは単に判決だけでなく、あらゆる種類のものを含む。そして現実の訴訟手続において書面の占める重要度は、増加することはあっても減少することはないであろう。その意味では、特に理解し易い文書作成のための注意を摘示しているこのメモは、法的コミュニケーションの実現にとつて、重要な意味を有するものといえよう。

IV おわりに

以上は、市民と司法の間に有効なコミュニケーションを図るにはいかにすべきかという問題に関連して、その基礎研究として西ドイツの実践運動の一つを紹介したものである。コメントは単なる筆者の印象に過ぎない貧弱なものであるが、今後、もう少し細かく具体的・実証的に研究していきたいと考えている。なお本稿は、一九八八年に筆者が短期在外研究出張で西ドイツに滞在した際に訪問したブラウンシュヴァイク高等裁判所において、長官ルドルフ・ヴァッサーマン氏となした「市民と司法」というテーマでの意見交換および施設の見学が基礎となったものである。資料提供のほか、裁判所の施設の案内や意見交換のために時間を割いて下さった同長官には、記してお礼申し上げる次第である。

なお末尾に、付録として、『市民に親切的な司法』メモの全文を訳出しておく。

(1) 竜寄喜助「裁判と義理人情」四頁以下は、裁判が嫌われる理由として、時間がかかりすぎること、費用がかかりすぎること、精神的な負担が多すぎることを指摘している。

(2) わが国においてもこの種の議論としては、小島武司・訴訟制度改革の理論、棚瀬孝雄・本人訴訟の研究、東京弁護士会編・司法改革の展望など多くの業績がある。ドイツにおける訴訟制度改革論

議については、一連の簡素化法に関する文献のほか、ペーター・ギレス(小島武司編訳)・西独訴訟制度の課題六一頁以下を参照された。

(3) それ以外にも例えば、まず第一に、法廷内施設の改良が行われている。すなわち、ブラウンシュヴァイク高等裁判所の法廷では、裁判官席、弁護人席、当事者席、証人席、傍聴人席はすべて同一の床面上にある。これは、裁判官も弁護士も当事者もまったく平等であり、裁判はこの三者の協働によって形成するものであるという、いわゆる協働主義を設備の上でも実現したものだといえよう。また、法廷の壁には、絵画が掛けられており、さらに裁判官席と傍聴席の後ろの壁には作り付けの本棚があり、そこには歴史的な価値のある古書が飾られており家庭の書斎的な雰囲気が出されている。また法廷の片面の壁には大きな窓があげられており、法廷自体大々明る。また照明も、間接照明による柔らかな光が行きわたるように工夫されている。これも訴訟が、対立であるよりも調和の精神で行うようにとの配慮である。

それに対して、わが国の裁判所がいかに重苦しい雰囲気であるかにつき、竜岩・前掲書九頁以下においては、上述のヴァウンシュヴァイク高等裁判所の実践とは対照的な様子が詳しく述べられている。第二には、裁判所の建物に関する改良である。この裁判所では、西ドイツの他の裁判所ではごく普通にみられる守衛ないし警察官による物々しい警戒がなく、入口は、誰でも入りやすいようにガラス張りになっている。そして玄関ホールは小ギヤラリーになっており訪問したときには裁判の歴史を彫り込んだ古いモニュメントの写真展が開かれており、実際に市民も何人か見学に来ていた。また、現在の庁舎は古い建物をそのまま使っていたが、玄関に至るのぼりの階段は、市民に対し権威的な印象を与えるので好ましくはないとの

ことであった。また、近くにある地方裁判所の建物の外壁の正義の女神は、目を見開き、両手に一人づつの人間を乗せていた。これは、裁判官は、当事者を人間としてはつきり見、それを裁判に反映させるべきであるとの理念を象徴したものであるとの説明を受けた。

(4) たとえば、岩淵悦太郎・悪文(新版)五八頁以下、大久保忠利「判決文の『つづり方教室』—判決文はわかりやすく書く必要はないものか」法学セミナー三八七二頁以下、千種達夫「判決文の自己診断」法学セミナー四〇号七八頁以下等。なお本多勝一「法律家と文章」わかりやすい文章のために一六三頁—一七五頁は、いわゆる公電漏洩事件の東京高等裁判所の判決(昭和五年七月二〇日高裁刑集二九卷三号四二九頁)を素材として、文章を分かりにくくしているのは、決して文が長いこと自体が原因なのではないとする。そして原因はむしろ、①修飾する側とされる側とが離れていること、②接続助詞の悪用、③読点の打方のまずさ、④三つ以上の言葉をつなぐ際の接続助詞や並列の格助詞の不適切な使い方、⑤やさしい言葉にすることなく漢語を仮名で書いていること、といった面で配慮が足りないとする。そしてこのことは、法律家が民衆の側に立たず、権力の方に向いているためであるとする。また中野次雄「判決の文章」法と日本語五九頁以下も、法律の解釈の説示以外の部分は、分かりやすく書くことができるはずであるが、判決文を起案する裁判官の頭がそれを読む上級裁判所の方へばかり向きすぎると、もう一方の読み手の存在が忘れられがちになる、と同趣旨のことを述べている。

(5) たとえば、西ドイツでは、実際の民事・刑事の裁判事件をドラマ仕立てにして、一般視聴者に参加を仰ぎ、現役の法律家のアドヴァイスの下に、その事件の解決をしていくという番組が放送されている。

(6) 西ドイツでは、毎年一回 *Trier* において裁判官大学校 (*Richterakademie*) という名称の研修会が開かれているが、裁判における言語の問題が部会のテーマとされることも多い。

付 録

「市民に親切的な司法」メモ

I. はじめに

1 広範な住民階層において、司法への不安があることが認められる。つまり司法は、市民に対して威圧的であり、没個性的、そしてしばしば重苦しく非人間的であり、少なくとも見通すことが難しく市民から離れているように見えるのである。司法に携わる者はすべて、上述のネガティブな印象を強めようである。司法にみられる弱点や欠陥を探り出してそれを取り除くように努力しなければならない。そしてさらにそれを超えて、作業や行動を通して、司法に対する先入観を取り去り、司法を社会意識において、我々の社会の必要かつ重要な公共の福祉に奉仕する設備として定着させるように助力しなければならない。

2 「市民に親切的な司法」という願望は、ブラウンシュヴァイクの司法の記念日には常に繰り返し前面に押し出されてきたのである。それは、ニーダーザクセン州政府の、州行政のあらゆる部局において市民との親密性とか市民への親切さとかいった観点を強く重んじ、すべての州議員に、親しみやすく、いつでも援助の手が差し伸べられている市民に親密な州行政ということの重要性を思い起こさせる努力と対応するものである。州政府は、市民と行政との関係において誤解を取り除き留保を取り去ることを州行政に携わるすべての関係者の恒常的な使命であるとみている。州政府は、州業務に携わるすべての者が常に、市民と行政との間の人的なコンタクトを容易にし、かつ手続の進行を、信頼の雰囲気と客観的であるという雰囲気において、できるかぎり促進するように努力することを期待しているのである。

3 以下のまとめにおいては、それは決して完全性を要求するものではないが、重要な基本原則と個別的な勧めをまとめ、かつその際には、裁判所や裁判所行政における特別の関係を考慮することが試みられる。それらは、場所的な多様性を考慮すれば、如何なる処置が個々の裁判所においてとられうるかということを考えることを促進するであろう。

II 裁判所の人的・物的施設に関する注意点

1 市民の裁判所への及び裁判所における道

1・1 守衛

守衛は、法を求めてやって来る市民にとっての第一の重要な接触機関である。その使命は、「単なる」保安ないし警備の仕事を超えるのである。「つまり」彼は、来訪者を打ち解けた態度で出迎え、裁判所におけるその後の接触のための最初の情報を与えなければならぬ。守衛は、来訪者とのやり取りにおける必要な技能や裁判所の事務配分の知識をいつも磨いておかなければならない。裁判所の職務管理は、守衛が常日頃その案内機能を満たすために持たなければならぬ情報を有しているように配慮しなければならない。

1・2 裁判所の建物における案内援助

§ 3II GOV に規定されている玄関ホール案内「板の掲示に」は、「掲示内容が」詳しく述べられていなければならないし、常に時宜にかなったものでなければならぬ。分庁舎においては、さらに案内があると、市民の方向づけが容易になる。案内は次のような事項についてなされる。すなわち、

訴状提出窓口 (Rechtsanfragestelle)
案内所 (Anweisungstabelle)

会計 (Zahlstelle)

執行官との連絡

公衆便所

車椅子

飲物自動販売機

公衆電話

ドアの名札については、(たとえば、「上級司法調査官 NN」とか、アルファベット A ないし K の相続事件担当司法補助官」といった) 職務領域についての指摘がなされるべきである。

1・3 受付時間のインフォメーション

受付時間は玄関ホール(の役所案内「板」)に掲示されるべきである § 3II GOV)。市民に裁判所の受付時間について指摘するについてのその他の可能性としては、次のようなものがある。すなわち、

— 事務書簡や記入書式に受付時間を書き入れること。

— 公の電話帳に電話番号と並べて指摘すること。

— 新聞におけるその他の掲載。

1・4 到着と駐車場

事務書簡と記入書式には、適当な場合には、いかなる公共交通手段によって役所に最も早く到着できるかということについての指摘を入れるべきである。駐車可能性についての指摘(公共駐車場、裁判所の付近の駐車場ビル)も掲げられるべきである。

1・5 控え室と控えコーナー

スペースの関係から、来訪者のために特別な待合室を設けられない限りにおいては、裁判所の建物のフロアーに十分に調度品の置かれた待合コーナーが設けられるべきである。人通りの多い執務室の前には、追加的に座席の設備がなされるべきである。

2 裁判所関係者との連絡可能性

2・1 在 席

決められた面会時間には、法を求めてやってきた者は、話をしたい裁判所職員が「常に」その仕事場にいることを期待している。「そこで」しばらく席を外すことがやむを得ないときには、必要な場合にはその職員が呼び戻されるようにしておくか、または、その代わりの者が来訪者に対応するようにすべきである。個室を持った裁判所職員が長く席を外す場合には、その代わりの者の名前と部屋番号を書いた札をドアに掛けることが好ましい。職務上の会合（たとえば、人事会議、人事評議会、職場会議）はできるだけ受付時間外に行われるべきである。

2・2 電話による連絡可能性

直通電話施設がある裁判所においては、書面の交換においては常に、取扱担当司法補助官ないし担当事務官の直通番号を「交換する書面に」掲げなければならない。

電話は、全職務時間中常に接続されていなければならない。そして、それには、担当についての適切な案内を親切に与える

ことも含まれる。

（例えば、休暇や病気などによる）長期の不在および裁判所職員の新規採用あるいは退職についても、伝達がなされるべきである。同じことは、暫時的ないし終局的な事務分掌計画の変更についても妥当する。

3 事務進行における処置

3・1 裁判所審理の外枠

「法廷については」次の点について配慮がなされなければならない。すなわち、

— 手続関係人がコートなどをしまわうことができるようにすること。

— 弁護士、被告人、あるいは当事者が、その席の前に、書類等を広げられるような空間を有するようにすること。

— 証人の机と椅子があるようにすること。

— 審理の部屋は換気がなされかつ適温に保たれていること。

3・2 身体障害者や高齢者の世話

身体障害者や年輩の市民には、特に思いやりと援助の手が差し伸べられるようにする「裁判所の」義務がある。

3・3 書式のあり方

書式を作るときには、次のことに注意が払われなければならない。すなわち、その書式が、

— 「何の書面か」一目で分かるように作られていること。

— 不必要な記載ないしは質問が入っていないものであること。

— 明瞭、単純そして低い教育しか受けていない市民にも理解できるように言葉によって作られていること。

— 市民に一般的にその意味が知られていない省略語は用いられてはならない。

— 裁判所の受付時間と管轄を有する担当者の電話番号が掲げられるべきである。

4 訴訟当事者〔Rechtsuchenden〕に対する態度

4・1 話す態度

— 親切な会話の雰囲気は全ての会話参加者にとって役にたつ。

— 法を求めてやって来た者は、彼のために時間を割いてくれ、かつ、彼の願いを詳しく述べることを可能にしてくれることを期待している。当事者の言うことを辛抱強く聞いてやることを以上に攻撃を取り除くのに適したことはない。「しかし」他方「で裁判所職員に対する」来訪者の願いを聞くための時間がないという印象、不満、攻撃「といったもの」が生じている。

— それゆえ裁判所職員は、以下のことをなすべきである。すなわち、

— 来訪者が彼の願いを適切に申し立てるように援助すること。

— 来訪者に事実関係および法律状態を説明すること。

— 来訪者の質問に対して明瞭かつ適切に態度決定をすること。

— 誤りが生じた場合には、詫びること。

4・2 電話でのやり取り

— 電話を掛けることは、いろいろと裁判を促進する。しかしその際には、「不必要な長電話をしないなど」経済性の観点に配慮がなされるべきである。このことは、税金を支払っている市民の利益においても言えることである。

— 市民が自ら電話をしても彼が欲している案内が直ちに与えられないような場合には、事情によっては、すぐに掛けなおすという「対応をする」可能性はある。

4・3 手続の促進

— 個々の裁判所の手続の進行およびそれと同時にその時間の流れも、本質的には独立した裁判所の機関（裁判官、司法補助官）によって決められる。しかし手続の進行を促進するためには、すべてのそれに関与する裁判所職員の協力を必要とするのである。

— 「そのために」以下の原則が配慮されなければならない。すなわち、

— 受理したものは遅滞なく事件記録として作成して、処理のために「担当者」に提出しなければならない。

— 完全な申立と書類のみが円滑な処理を可能にする。すべての受理物につき、その後、書面に記載された添付物と

して実際に添付されているかどうか調べなければならぬ。間違つた書類は、事務課によつて即座に追加請求されなければならぬ。

―単純かつ問題のない事務は、即時にかつ作業過程の中で処理される。

―申立あるいは照会が、その受理から一月以内で処理され得ないときには、なるべく、作業に見込まれる時間の指摘を含んだ中間的判断が「情報として申立人あるいは照会者に」与えられなければならない。

―適当な場合においては、申立人には、手続の見込まれる経過についての（時間的経過についても）案内が与えられるべきである。

III 書面のやり取りと書式形態

1 基本原則

書面のやり取りや書式の作成においては、以下の基本原則が考慮されなければならない。すなわち、

―書類〔Schreiben〕、決定〔Bescheide〕、判決〔Entscheidungen〕は、丁寧かつ親切な形式でしかも、核心において明瞭かつ厳密に書かれなければならない。

―当該判断を導いた思考（過程）は、簡潔、明瞭で欠けることなく分かりやすく示されなければならない。

―法規の意味や内容は、法律を知らない者に「も」理解できる言葉で再現されなければならない。単に「法律の」規定を指摘するだけでは通常は不十分である。

―略語は、詳しい説明がない場合には、それが一般的に、通常用いられておりかつ理解されうる場合にしか使われなければならない。

―書式については以下のことが妥当する。すなわち、

―それは、見通しがきき、理解できるものであり、かつ正しく書かれていなければ「schreibgerecht」ならない。

―市民については単に必要な記載事項だけが問われるべきである。

―申立書式は、説明と記載上の注意を含んでいなければならない。

―申立書式から、市民がその必要書類についての追加的なサンプルを得る「ことができるようなものであること」。

2 「文書を」作成「する上での」助け

判決、決定、記録、書式およびその他の書類の作成の際には、透明性、整理、内容、用語といった観点に特別の注意がはらわれなければならない。

判決および告知は、明瞭かつ厳密、法的に正確でしかも非法律家にとつても理解できるものでありかつ説得力を有するよう作成されなければならない。

以下のような問題リストは、「以上の事項についての」チェックを容易にするであろう。

2・1 透明性

— 事項表示（関連〔Betreff〕）は、短くかつ「文書内容を表すのに十分な」叙述力があるか。

— より見通しがきくようにするために、場合によっては主要節と下位節とが作られているか。

— 節の段落は印刷上明瞭であるか。

— より見通しがきくようにするために段落が設けられているか。

— 段落の対象を強調することが合目的であるか。

— より見通しがきくようにするために、列挙〔Aufzählungen〕がされているか。

— 内容一覧が必要であるか。

— 脚注の使用が合目的であるか。

— 文献の指摘が必要であるか。

2・2 整理

— 内容および対象がそれらの所属〔Zugehörigkeit〕によって整理されているか。

— それらは経過にしたがって整理されているか。

— それらは重要性にしたがって整理されているか。

— それらは名宛人の序列観念〔Ordnungsvorstellungen〕と作業経過〔Arbeitsabläufen〕にしたがって整理されているか。

るか。

— 一般的なことが特別なことの前に整理されているか。

— 文章が、導入、移行、結論を含んでいるか。

2・3 内容

— 内容は容易に理解できるようにになっているか。

— 事実関係は、欠けるところなくしかも詳しすぎることをなく述べられているか。

— 不必要な抽象化が避けられているか。

— 対象が十分に具体化されているか。

— 読み手の知らない事柄が容易に分かるように—できるだけ知っている事柄によって—説明されているか。

— もし必要ならば、概念が定義されているか。

— 理由、目的、目標があげられているか。

— 参照〔の指示〕ができるかぎり避けられているか。

2・4 用語

— 書類によびかけや結びの形式が備わっているか (AV, en d. Nds. Minister der Justiz vom 3. 12. 1968-Nds. Rptf. 1969, 8-und v. 13. 2. 1976-Nds. Rptf. 1976, 47)。

— 簡単な短い表現方法が優先されているか。

— 不必要な受身的言語形式が避けられているか。

— 名詞の積み重ねが避けられているか。

— 読み手に意味の分かる専門表現が用いられているか。
— 一般的に知られていない専門表現〔について〕は、説明

がなされているか。

—専門表現に置き換えることは必要か。

—略語は節約して使われているか。また必要とあらば説明がなされているか。

—あまりに長い文は避けられているか。

—句読点の、分離機能や結合機能や強調機能は十分に利用されているか。

3 言葉の手当

言葉の手当はまさに司法において特別な意味を持つてくる。すべての裁判所職員は、どのような表現方法が、民主的かつ社会的法治国家の裁判所のスタイルに合致するかということをも自分でよく考えていなければならない。いろいろと裁判所用語は、時代遅れの言い回しやあるいは俗語にもないような、かつ裁判所も原則としてまったく必要としないその種の表現を使っているのである。すべての文章は、情報の手段なのであるから、最上位の目標は理解しやすさでなければならない。法律家ないし法的知識ある市民が名宛人になっているかどうかということに依じて、異なった用語手段が用いられるべきである。裁判所用語は、それがもし共通語と同化するときには、厳密さを失うことなく大いに理解し易くなりうるのである。

ブラウンシュヴァイク、一九八〇年一月二〇日

高等裁判所長官 ヴァッサーマン